

平成 30 年第 1 回定例
夕張市議会会議録
平成 30 年 3 月 20 日(火曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 1 号ないし議案第 7 号、議案第 15 号、議案第 18 号、議案第 20 号及び議案第 21 号(別紙議案内訳のとおり)
- 第 2 議案第 16 号 退職手当支給条例の一部改正について
- 第 3 議案第 17 号 手数料条例の一部改正について
- 第 4 議案第 19 号 ゆうばり文化スポーツセンター設置条例の一部改正について
- 第 5 議案第 22 号 夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
議案第 23 号 夕張市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 24 号 夕張市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について
議案第 25 号 夕張市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 6 議案第 26 号 夕張市営住宅条例の一部改正について
議案第 27 号 夕張市賃貸住宅条例の一部改正について
- 第 7 議案第 28 号 夕張市火災予防条例の一部改正について
- 第 8 議案第 29 号 財産の取得について
- 第 9 議案第 30 号 指定管理者の指定について
- 第 10 報告第 1 号 専決処分の報告について

- 第 11 報告第 2 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 3 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 4 号 例月現金出納検査の結果について
- 第 12 意見書案第 1 号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書
- 第 13 意見書案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の待遇改善と雇用安定に関する意見書
- 第 14 決議案第 1 号 閉会中の所管事務調査について

◎出席議員(9名)

大山修二君
高間澄子君
本田靖人君
小林尚文君
厚谷司君
今川和哉君
熊谷桂子君
君島孝夫君
千葉勝君

◎欠席議員(なし)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 厚谷司君 これより、平成 30 年第 1 回定例夕張市議会第 4 日目の会議を開きます。

●議長 厚谷司君 本日の出席議員数は 9 名全員であります。

●議長 厚谷司君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により

本田議員
小林議員
を指名いたします。

●議長 厚谷 司君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 木村卓也君 報告いたします。
本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につきましては、お手元に配付のプリントのとおりであります。

以上で、報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君
教育長 今 勉君
選挙管理委員会委員長
佐藤憲道君
農業委員会会长 後藤敏一君
監査委員 板谷信男君
◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名
理事 斎藤幹夫君
理事 富山高明君
総務課長 寺江和俊君
企画課長 富永啓治君
財政課長 芝木誠二君
税務課長 池下充君
建設課長 鈴木茂徳君
土木水道課長 熊谷修君
産業振興課長 古村賢一君
市民課長 及川憲仁君
保健福祉課主幹 野邊聰君
生活福祉課主幹 樋口千栄子君
消防長 増井佳紀君
消防次長 石黒友幹君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長 押野見正浩君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者

の職・氏名
事務局長 寺江和俊君
◎農業委員会会长の委嘱を受けて出席した者の職・氏名
事務局長 武藤俊昭君
◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名
事務局長 木村卓也君
◎本議会の書記の職・氏名
事務局長 木村卓也君
主査 永澤直喜君

●議長 厚谷 司君 日程に入ります前に、案件の追加とその取り扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

本田委員長。

●本田靖人君(登壇) 追加案の提出にかかわり、その取り扱い等について協議のため、さきに議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることになりました案件は、意見書案2件であります、これらの案件の取り扱いにつきましては、本日の本会議に上程し、即決することとしたところであります。

この結果、本定例市議会における付議案件数は、議案30件、報告4件、意見書案2件、決議案1件の、合わせて37件となるものであります。

以上で、報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 ただいまの報告のとおり取り扱うことと決定して、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

●議長 厚谷 司君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 厚谷 司君 日程第1、議案第1号ないし議案第7号、議案第15号、議案第18号、議案第20号及び議案第21号、以上11議案一括議題といたします。

この場合、本11議案については行政常任委員会に付託していたものでありますので、直ちに委員長の報告を求めます。

大山委員長。

●大山修二君（登壇） ただいまから、本定例市議会本会議の第3日目において、行政常任委員会に付託されました平成30年度夕張市一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算並びに議案第15号、議案第18号、議案第20号、議案第21号について、審査した経過並びに結果についてご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本常任委員会は議長を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましてもこの会議の全文が会議録に搭載されますが、細部にわたる口頭報告は省略いたしまして、その概要についてのみご報告いたします。

まず、本委員会は3月16日に開催し、理事者側からは説明員として市長を初め、板谷監査委員、教育長、理事のほか、消防長、課長等の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、本11議案については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会の審査の経過並びに結果について申し上げましたが、なにとぞこの決定にご賛同賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本11議案については、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本11議案は、委員長報告のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第2、議案第16号退職手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

齋藤理事。

●理事 齋藤幹夫君（登壇） 議案第16号退職手当支給条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、退職手当の支給を受けないで退職し、特定地方独立行政法人等の職員になった後、再び市職員となった場合の在職期間の通算方法及び不祥事を起こした職員に対する退職金の扱いについて、支給制限及び返納方法等の規定を新たに設けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第3、議案第17号手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

齋藤理事。

●理事 齋藤幹夫君（登壇） 議案第17号手数料条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額について、地方分権

推進計画に基づき原則として 3 年ごとに見直しが行われており、本年度は見直し年度あることに伴い、手数料の標準額の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 4、議案第 19 号ゆうばり文化スポーツセンター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

齋藤理事。

●理事 齋藤幹夫君（登壇） 議案第 19 号ゆうばり文化スポーツセンター設置条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、ゆうばり文化スポーツセンターの開館時間外の使用を認められた場合における使用料の額を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようありますから、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 5、議案第 22 号夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第 23 号夕張市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 24 号夕張市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について、議案第 25 号夕張市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、以上 4 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

齋藤理事。

●理事 齋藤幹夫君（登壇） 議案第 22 号ないし議案第 25 号の 4 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 4 案、いずれも介護保険制度に係る法例等の改正により関係条例の変更等要することになったことに伴い、条例の一部改正及び制定をしようとするものであります。

初めに、議案第 22 号夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてですが、本案は、特定相談支援事業者との連携及び事業者や利用者並びに関係する医師等との連携強化を図るために、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 23 号夕張市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、本案は、包括支援センターの職員である主任介護支援専門員に対する資格要件が改められたことに伴い、これを国が定める基準をもって本市の基準とするため、条例の一部を改正し

ようとするものであります。

次に、議案第 24 号夕張市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてであります。本案は、地域密着型サービス事業者の指定要件に複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護を実施する病床を有する診療所を新たに加えるほか、暴力団排除に関する規定を設けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第 25 号夕張市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。本案は、これまで都道府県及び政令指定都市並びに中核市が行ってきた指定居宅介護支援事業者の指定等に関する事務が本年 4 月 1 日から市町村においても行われることとなつたことから、当該指定に係る基準等を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

以上、議案第 22 号ないし議案第 25 号の 4 議案、一括して提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 4 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 4 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 6、議案第 26 号夕張市営住宅条例の一部改正について、議案第 27 号夕張市賃貸住宅条例の一部改正について、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

齋藤理事。

●理事 齋藤幹夫君（登壇） 議案第 26 号夕張市営住宅条例の一部改正について及び議案第 27 号夕張市賃貸住宅条例の一部改正について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本案は、いずれも住宅の除却に伴い管理戸数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 7、議案第 28 号夕張市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

齋藤理事。

●理事 齋藤幹夫君（登壇） 議案第 28 号夕張市火災予防条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、消防組織法第 37 条の規定に基づく「違反対象物に係る公表制度の実施について」の通知により、重大な消防法令違反のある防火対象物について、その内容を公表することにより利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を図ることを目的として、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 8、議案第 29 号財産の取得についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

齋藤理事。

●理事 齋藤幹夫君（登壇） 議案第 29 号財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、南清水沢 4 丁目において建設予定の拠点複合施設等の用地として、本案のとおり土地を取得しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 9、議案第 30 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

齋藤理事。

●理事 齋藤幹夫君（登壇） 議案第 30 号指定管

理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市民健康会館の指定管理の協定期間が平成 30 年 3 月 31 日をもって満了となることから、引き続き管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 5 条第 1 項第 5 号及び同条例施行規則第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定の結果、記載のとおり指定することについて地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 10、報告第 1 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

齋藤理事。

●理事 齋藤幹夫君（登壇） 報告第 1 号専決処分の報告について、内容をご説明申し上げます。

本件は、平成 29 年 10 月 29 日夕張市消防団員が消火栓開閉作業中に誤って強く放水したことにより発生した、南部地区濁水事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君　　日程第 11、報告第 2 号ないし第 4 号いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 3 案件一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君　　日程第 12、意見書案第 1 号障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、本田議員ほか 5 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君　　日程第 13、意見書案第 2 号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の待遇改善と雇用安定に関する意見書を議題といたします。

本意見書案は、千葉議員ほか 5 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君　　日程第 14、決議案第 1 号閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本決議案は、大山議員ほか 6 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本決議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本決議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君　　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、この場合、市長より挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許してまいります。

市長。

●市長 鈴木直道君　　平成 30 年第 1 回定例夕張市議会の閉会に当たりまして、一言、お礼を兼ねてご挨拶を申し上げます。

まず初めに、今議会にご提案をいたしました平成 30 年度各予算並びに各議案につきまして、原案どおり可決をいただきましたことに対して、心からお礼を申し上げます。

市政執行方針においても申し上げましたが、4 月からスタートする平成 30 年度は、着実に財政の再建を進めるだけではなく、必死に取り組み、10 年の時を経て動かした「地域再生」という時計の針が二度と止まることのないよう動かし続けるとともに、止まっていた時間、その遅れを取り戻すため、スピード感を持って新たな財政再生計画を、計画から現実のものに変えていかなければならない、まさに挑戦の年であります。

また、平成 30 年度は私にとっても、そして、議員の皆様におかれましても任期最終年度であり、総括の年となります。

我が国においても誰も経験したことのない困難な状況を乗り越え、芽生えた確かな挑戦の火種がいつか大きな火となるよう、今後とも議員の皆様と議論を積み重ね、市民の皆様とともに、夕張の再生を一日でも早くなし遂げるため邁進してまいりますので、

市議会及び市民の皆様により一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上をもちまして、簡単ではございますがお礼とご挨拶にかえさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

●議長 厚谷 司君 本日の会議は、これをもつて閉じます。

●事務局長 木村 卓也君 ご起立願います。

●議長 厚谷 司君 これをもって、第 1 回定例夕張市議会を閉会いたします。

午前 11 時 00 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 厚谷司

夕張市議会 議員 本田靖人

夕張市議会 議員 小林尚文